

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	森 寿志
登録番号又は法人番号	06390285
所属する単位会	愛媛県行政書士会
事務所名称	行政書士森事務所
事務所所在地	愛媛県松山市吉藤5丁目3-7
処分年月日	令和2年7月6日
処分内容（種類）	訓告及び6ヶ月間の会員の権利の停止（ただし、事務所移転届出が未了の場合は、事務所移転の日まで）
上記処分をした理由	<p>上記会員は、</p> <p>(1) 愛媛県行政書士会会則第10条第2項により納付すべき会費を6ヵ月分（令和元年度後期分）について正当な理由なく遅延した。</p> <p>(2) 当会への届け出事務所は、日中不在で、事務所看板の設置などはない。事務所を移転しているにもかかわらず、事務所移転届を提出しない。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第6条の4（変更登録）</p> <p>行政書士法第13条（会則の遵守義務）</p> <p>愛媛県行政書士会会則第17条（会員の処分）</p> <p>愛媛県行政書士会会則第19条（個人会員の処分の種類）</p> <p>愛媛県行政書士会会則第48条の4第1項（法令、会則の遵守等）</p>